

令和5年度 第1回 野洲市総合計画審議会

と き：令和5年5月25日（木）10時～12時
ところ：野洲市役所 本館2階 第5会議室
野洲市 政策調整部 企画調整課

資料の構成

1. はじめに

- (1) 第2次野洲市総合計画について…………… 3P
- (2) 野洲市総合計画審議会について…………… 5P

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

- (1) 改訂理由…………… 7P
- (2) 土地利用に係る見直し検討箇所…………… 8P
- (3) 土地利用に係る見直しの考え方…………… 9P
- (4) 新たな拠点について……………10P
- (5) 改訂スケジュール……………12P

3. 次回の野洲市総合計画審議会について…………… 14P

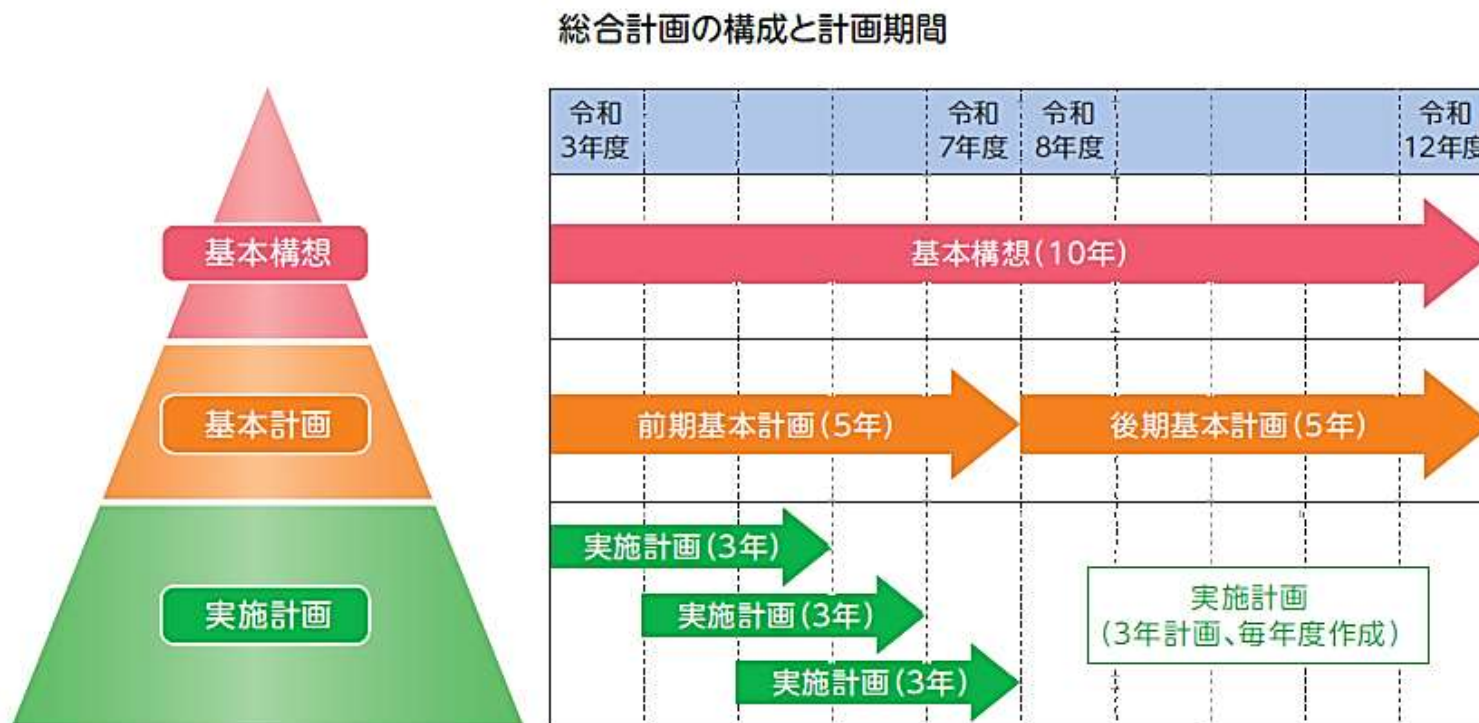
1. はじめに

1. はじめに

(1) 第2次野洲市総合計画について

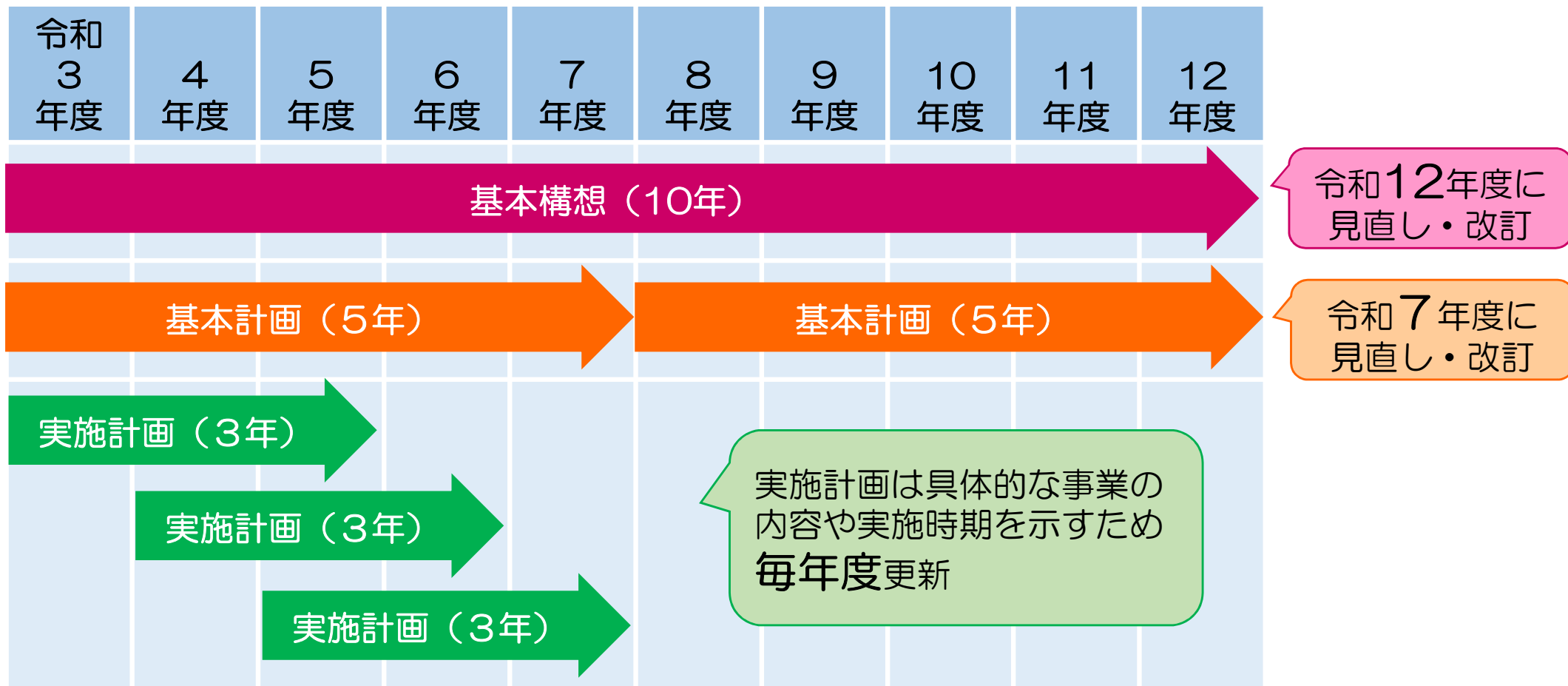
第2次野洲市総合計画は、野洲市の将来都市像を示し、分野別計画など野洲市が定めるその他の計画の指針となる市の最上位計画で、令和3年3月に策定しました。

この計画は、将来都市像とそれを実現するための基本方針を示す「**基本構想**」(計画期間10年)、基本構想を実現するための施策を示す「**基本計画**」(5年)、基本計画の施策に基づき具体的な事業の内容や実施時期を示す「**実施計画**」(3年)の3つの要素で構成されています。



1. はじめに (1) 第2次野洲市総合計画について

前ページのとおり、「基本構想」は10年、「基本計画」は5年、「実施計画」は3年の計画期間としていることから、その見直し時期は基本的に次のとおりとなります。



上記タイミングでの見直し・改訂となりますが、このたび計画の**土地利用に係る内容を見直す必要が生じた**ことから改訂を行います。

1. はじめに

(2) 野洲市総合計画審議会について

第2次野洲市総合計画を見直すため、計画策定当時に関わっていただいた委員で、特に土地利用についてご検討いただいた環境・都市計画・都市基盤整備の専門部会の委員の方々を中心に構成する**野洲市総合計画審議会**を設置します。

なお、本審議会は野洲市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関であり、野洲市総合計画審議会条例及び施行規則に基づく所掌事務や委員等は下表のとおりです。

所掌事務	委員定数	委員構成	委員任期
審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は 改訂 に関し必要な調査及び審議を行う。	30人以内	(1)学識経験を有する者 (2)公共的団体の役員 (3)関係行政機関の職員 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者	所掌事務が終了するまで



委員の皆様によりますご審議を経て、市長へ答申いただき、第2次野洲市総合計画の改訂を行います。

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

(1) 改訂理由

昨年度、市の喫緊の課題である野洲市民病院の新たな整備場所が、野洲市総合体育館東側市有地に決定したことに合わせ、

- 第2次野洲市総合計画
- 野洲市都市計画マスタープラン※1
- 野洲市立地適正化計画※2

における土地利用の内容について一部見直すべきと考えました。

※1：野洲市都市計画マスタープラン…都市計画法第18条の2に基づき定める「市の都市計画に関する基本的な方針」となる計画

※2：野洲市立地適正化計画……………居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向け、市町が策定する計画

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

(2) 土地利用に係る見直しの検討箇所

第2次野洲市総合計画における土地利用の内容に関し、見直しを検討する箇所は次のとおりです。

計画書P	該当項目	特に関連する内容
21ページ	2 土地利用 1 課題	上5行目「…医療や商業などの都市機能をコンパクトに集約し、健康で文化的な生活に資する健康・福祉機能を充実させる…」
21ページ	2 土地利用 2 基本方針	下6行目「…都市機能が集約された拠点間および居住地を結ぶ公共交通網を充実させる「多極ネットワーク型コンパクトシティ※」の構築を図り、持続可能な都市づくりを計画的に進めます…」
22ページ	3 土地利用構想図	図中の総合体育館付近
24ページ	4 環境・都市計画 ・都市基盤整備	下4行目「…南北の市街地拠点に都市機能を誘導し、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を充実させた「多極ネットワーク型コンパクトシティ※」の都市づくりを行っていく必要があります…」
76ページ	施策6 公共交通の 利便性の向上 ▶現状・課題	下2行目「…医療・福祉施設や商業施設等に公共交通でアクセスできる「多極ネットワーク型コンパクトシティ※」の構築においても、公共交通網の充実は必要となっています…」

※多極ネットワーク型コンパクトシティ…教育・文化芸術・福祉・医療・商業・居住等の都市機能が集約された拠点が複数あり、その拠点や周辺地域の住民が公共交通機関等によって快適・便利に都市機能を享受できるまち

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

(3) 土地利用に係る見直しの考え方

前ページの土地利用に係る内容を踏まえ、見直しの考え方は次の3点とします。

① 多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方を基本すること

➤総合計画で明記しているとおり、土地利用の考え方については『医療や商業などの都市機能が集約された拠点間と居住地を結ぶ公共交通網を充実させる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築』を基本します。

② 野洲市民病院の整備場所の決定に合わせ、新たな拠点を示すこと

➤市の大きな政策転換により、野洲市民病院の新たな整備場所が野洲市総合体育館東側市有地に決定したことから、その周辺の土地利用に係る新たな拠点を示します。（次ページ参照）

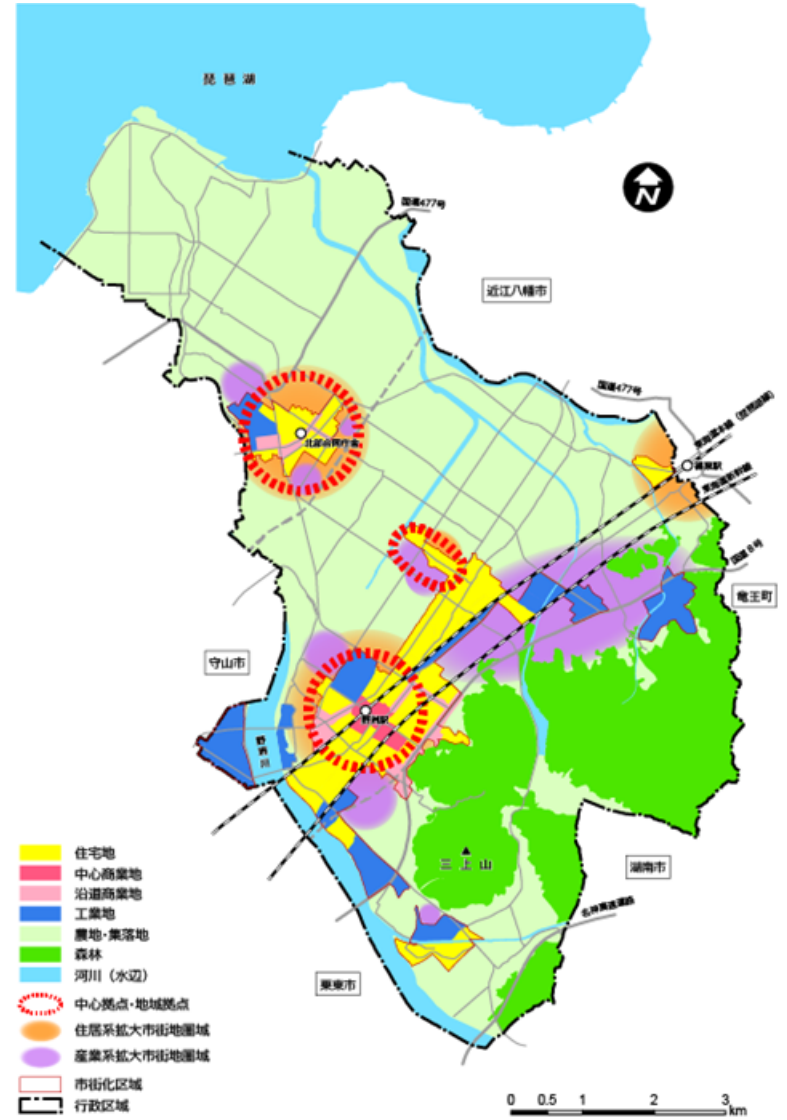
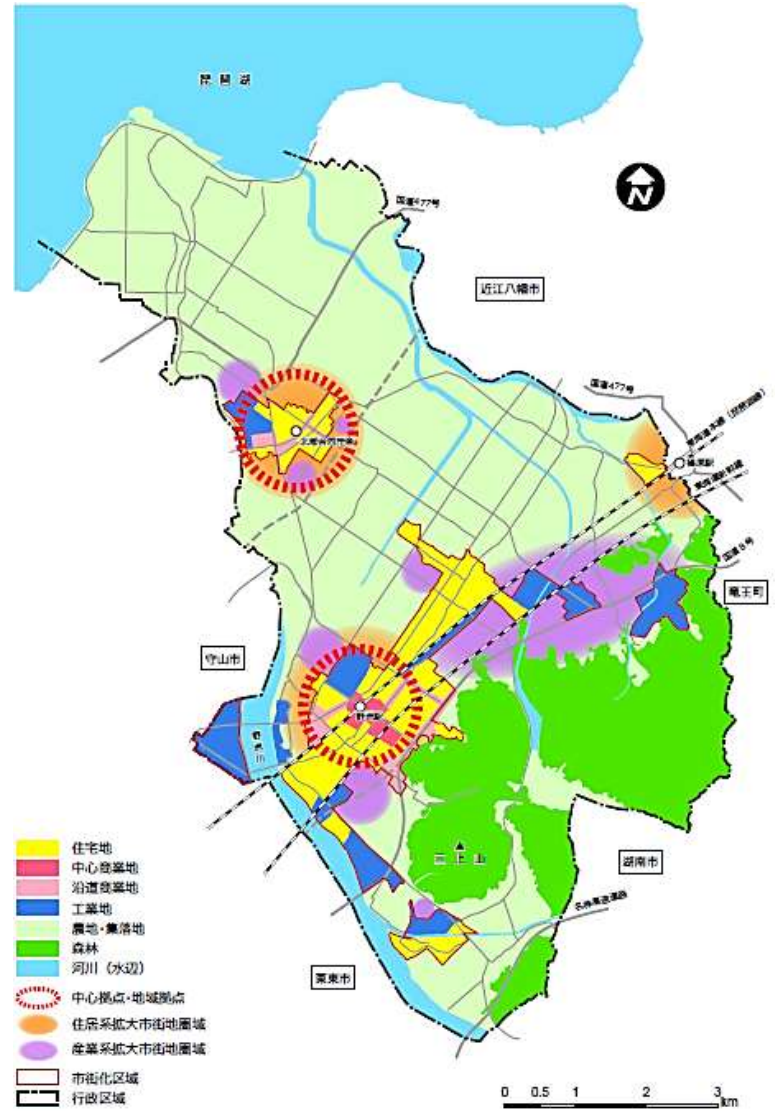
③ 第2次野洲市総合計画に即すこととなる野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画と一体的に改訂を進めること

➤第2次野洲市総合計画は市の最上位計画であり、将来目標や施策を示し、市民・事業者・行政が行動するための基本的な指針となるものです。このため、その内容に即すこととなる野洲市都市計画マスタープランや野洲市立地適正化計画で、土地利用に係る具体的な内容を定めることとします。

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

(4) 新たな拠点について

前ページの土地利用に係る見直しの考え方②について、今回見直す土地利用構想図の案は次のとおりです。



第2次野洲市総合計画22ページ_土地利用構想図

今回見直す土地利用構想図の案

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

(4) 新たな拠点について

既存の拠点の位置付けや内容と、新たな拠点のそれらの案については、次のとおりです。

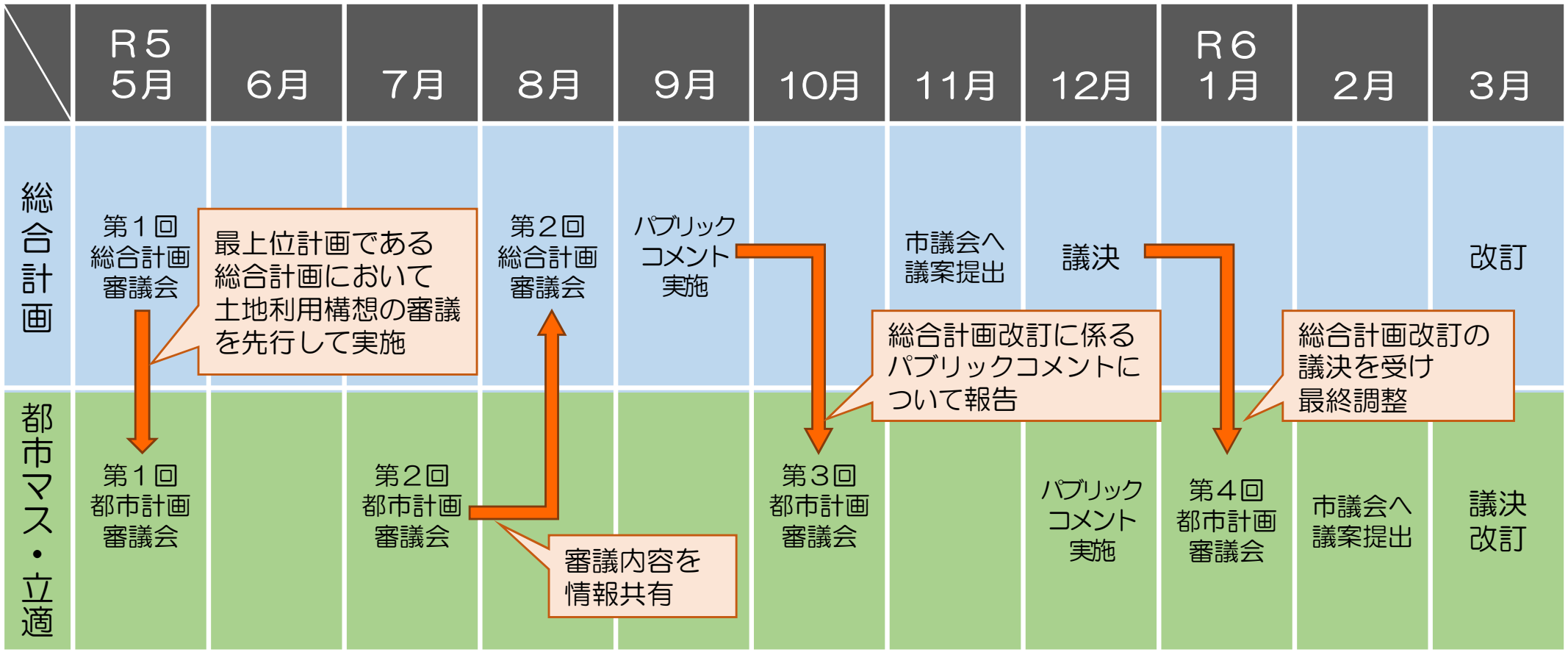
	拠点	位置付け	主な内容
既存	JR野洲駅周辺	中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> にぎわいの創出 多様な人々が集い、憩い、楽しめる快適な住環境の整備
	北部合同庁舎周辺	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 田園に囲まれたゆとりと自然豊かな趣のある居住機能 行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実と強化を図る
新たな案	総合体育館周辺	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> やすらぎの創出 医療、運動（スポーツ）、福祉等の機能の充実と自然環境を活かした交流施設の整備

これらの拠点間と居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を構築する

2. 第2次野洲市総合計画の改訂について

(5) 改訂スケジュール

第2次野洲市総合計画の改訂スケジュールは、野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画と調整を図ることから、各見直し作業と連動し、下表を予定とします。



「総合計画」は第2次野洲市総合計画、「都市マス」は野洲市都市計画マスタープラン、「立適」は野洲市立地適正化計画を指します。

3. 次回の野洲市総合計画審議会について

第2回 令和5年8月

👉 第2次野洲市総合計画の改訂案について

議題（予定）

- 都市計画審議会で審議された土地利用の方針について
- 第2次野洲市総合計画の改訂案について
- パブリックコメントの実施について
- 野洲市総合計画審議会から市長へ答申